

第4章 計画の推進と評価

第1節 計画の推進

◎ 関係機関等の役割分担

○ 計画の推進に当たっては、県のみならず県民、市町村、医療関係者、保険者等関係団体が目指すべき方向に即した役割を認識し、それぞれの責任を果たしていくことが肝要です。

① 県民（期待される役割）

- ・ 日頃から健康的な生活習慣の下、自らの健康の保持増進に努めます。
- ・ 積極的に特定健康診査や各種検診を受診し、自らの健康に主体的に取り組みます。
- ・ 特定保健指導の対象となった場合には積極的に指導を受け、生活習慣の改善と生活習慣病の予防に努めます。

② 県

- ・ 各保健所と連携し、特定健康診査、特定保健指導の普及啓発の他、医療保険者に対して健診等の結果を情報提供するとともに、医療保険者と連携し、円滑な実施のための体制整備を行います。
- ・ 医療機関の機能分担・連携により、良質な医療が適切に提供される医療提供体制の確立を目指します。
- ・ 市町村と連携し、保健・介護サービスの基盤整備を行い、在宅療養体制の整備に努めます。

③ 市町村

- ・ 生活習慣病予防の普及啓発等、積極的な一次予防事業に取り組みます。
- ・ 安心した在宅療養ができるよう、関係機関と連携し、地域包括ケアシステムの充実・強化に努めます。

④ 医療保険者

- ・ 特定健康診査、特定保健指導の実施率向上に向けた体制整備、積極的な普及啓発や未受診者の受診促進を図ります。
- ・ 被保険者等の生活習慣改善に向けた、保健指導の充実に努めます。
- ・ 特定健康診査の結果とレセプト情報の突合等、医療費の分析による効果的な生活習慣病予防対策を通じた、医療費の適正化に努めます。

⑤ 保健・医療関係者

- ・ 特定健康診査の結果に基づき、食事・運動指導や必要な医療の提供による重症化予防に努めます。
- ・ 特定健康診査、特定保健指導に関し、医療保険者と連携し、効果的な実施に向けて協力します。

⑥ 関係団体

- ・ 医療機関，医師会，歯科医師会，薬剤師会，看護協会，栄養士会，健康運動指導士会，歯科衛生士会，食生活改善推進員連絡協議会や健康推進ボランティア団体等は，県民の健康づくりの他，在宅医療や在宅療養の推進のため，それぞれの専門性を活かした活動を行います。

第2節 計画の進行管理

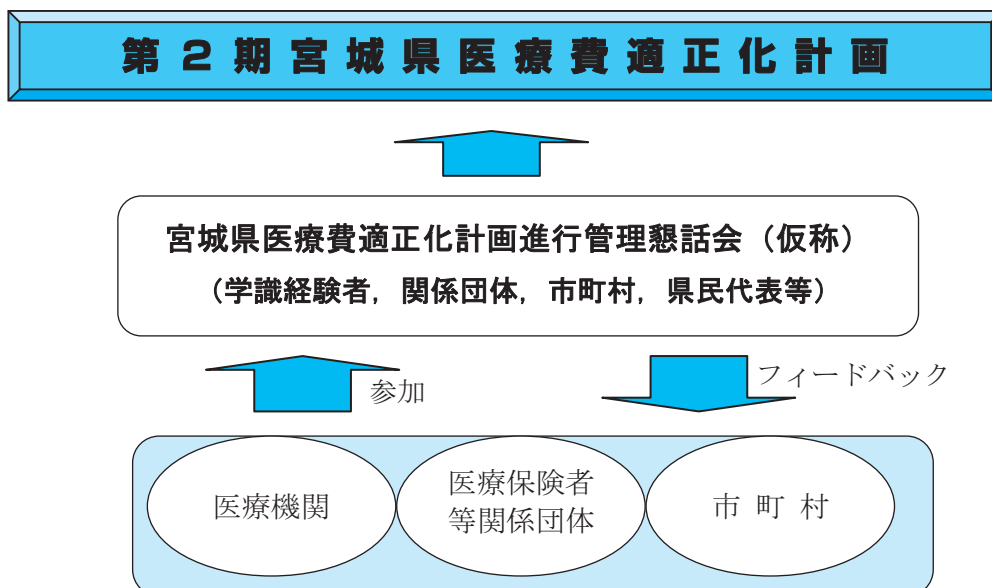
◎ 計画の進行管理

- 本計画の効果的な実施を推進するためには，適切な計画の評価と進行管理が必要です。
- このため，学識経験者，医療機関や医療保険等の関係団体，市町村や県民代表等で構成する進行管理を行う組織を設置し，定期的に計画の達成状況の評価し，その結果に基づいて必要な対策を実施する「PDCAサイクル（注）」に基づく進行管理を行います。
- また，計画の進行管理に当たっては，特定健康診査や特定保健指導の実施率等の進捗状況の把握はもとより，実施率等と生活習慣病等の疾患における罹患率・死亡率との関連やメタボリックシンドローム該当者・予備群と非該当者との間での罹患率・死亡率の差異等についても各種データの把握・分析，評価も重要な要素であることから，平成25年度に実施する第1期計画の実績評価も含め，状況把握と評価を切れ目なく実施していきます。

注) PDCAサイクル

Plan/Do/Check/Actionの頭文字を揃えたもので，計画(Plan)→実行(Do)→検証(Check)→改善(Action)の流れを次の計画に活かしていくプロセスをいいます。

【第2期宮城県医療費適正化計画 評価・進行管理体制】



第3節 計画の評価

◎ 計画の評価

- 本計画の進捗状況や目標の達成状況あるいは計画に掲げた取組の効果を適正に把握するため、前述の進行管理体制により、以下の評価を行うこととします。

1 進捗状況評価

- 計画の中間年度（平成27年度）に、計画の進捗状況や目標の達成状況に関する評価を行うとともに、その結果を公表します。
- 評価の結果は、必要に応じ計画の見直しに活用するほか、次期計画の策定に活かします。

2 実績評価

- 計画の期間の終了の日の属する年度の翌年度（平成30年度）に、計画に掲げた目標の達成状況及び施策の実施状況に関する調査及び分析を行い、計画の実績に関する評価を行います。

